

2000年5月8日

## 東京外国為替市場委員会第33回会合議事録

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 開催日時  | 2000年4月20日 13:00～15:10 |
| 場 所   | 日本銀行本店新館 9 階大会議室       |
| 議 長   | 森岡 俊行(東京三菱銀行)          |
| 副議長   | 大倉 孝 (パナソニック銀行)        |
| 副議長   | 花井 健 (日本興業銀行)          |
| 書 記   | 田中 克 (日本銀行)            |
| 参加委員数 | 15名(別紙1)               |

### 1. 委員選任の件

1名の委員がすでに辞任し、2名の委員が本日辞任するほか、1名の委員が5月に任期満了を迎える件について、討議を行いました。その結果、現在進めている委員会運営の見直し(下記2.)の中で、委員の選任方法も見直す予定であることから、現時点での公募は行わず、新しい選任方法が決まったところで再度議論することが適当である、との考えで一致しました。

### 2. 委員会運営の件

運営小委員会の加藤小委員長より、以下の通り報告および提案がありました。

- ① 運営小委員会では、当委員会の望ましい姿について検討を行い、(a)日本銀行のサポート、コミットメントが強化された委員会とする案、(b)全銀協と提携した委員会とする案、(c)独占禁止法上の事業者団体となる案、という3つの選択肢のうち、(a)案が最適ではないかとの意見で一致しました。
- ② 小委員会としては、今後、日本銀行にサポート、コミットメント強化を要請する方向で作業を進めることを提案します。

これを受けて討議を行い、運営小委員会提案を承認すること、運営小委員会は日本銀行と緊密に連絡を取りながら、次回当委員会の会合までに小委員会会合を開催し、検討作業を進めること、を決定しました。

### 3. アジア通貨NDFに関するEMTA<sup>1</sup>主催電話会議

リスク管理問題小委員会の高松小委員長より、4月12日にロンドン、東京、シンガポール、香港の4拠点を結んで開催された標記電話会議について、以下の通り報告がありました(資料は別紙2)。

- ① EMTAが提案した Market Practices は、大半が異論なく了承されました。
- ② もっとも、アジア通貨に関する問題で一部合意に至らなかった点があるほか、Calculation Agent 決定方法等については時間切れで議論できませんでした。
- ③ 今回、積み残した問題に関しては、各市場の Local Sub-group で引き続き検討することとなりました。

当委員会としては、引き続きリスク管理問題小委員会、法律問題小委員会を中心に、本件に取り組んでいくこととなりました。

### 4. 為替スポット取引決済日のT+1日化

小林オブザーバーより、以下の通り報告および提案があり、了承されました。

- ① 2002年に債券取引の決済日がT+1日化されることを展望し、NY、ロンドンの市場委員会では、外為スポット取引の決済日を現行T+2日目からT+1日目に短縮することの適否が検討されています。
- ② 本件に関しては、まず実態を把握するため、各委員が所属機関に本問題を持ち帰り、T+1日化のフィージビリティに関する調査を行い、次回会合で報告するとともに、必要に応じ、他のアジア・オセアニア市場にも照会したいと思います。

### 5. Ring Fence Clause

安田オブザーバーより、以下の通り報告がありました。

- ① Ring Fence Clause とは、取引にかかる支払責任を、当該取引を行った現地支店に限定する条項(=本店への履行請求・求償はできない)です。
- ② 最近、一部のアジア市場で、一部の外銀が、為替資金取引について同 clause を付した confirmation を突然相手方に送り付ける、という問題が生じています。このうち、タイでは、地場銀行数行が同 clause を利用している外銀に対する取引を停止したため、タイ中銀が仲裁に乗り出し、結局外銀側が同 clause を削除することで収拾が図られました。しかし、なおインド、インドネシア、フィリピン、韓国、香港、台湾、シンガポール、オーストラリア等

---

<sup>1</sup> Emerging Market Traders Association。なお、EMTAに関する資料は、<http://www.emta.org>で入手可能。

で、一部の外銀が同 clause を利用している模様です。

- ③ 類似の問題として、NY 州法には sovereign event からの免責を認める条項があります。  
本件については、当面動向をモニターすることとなりました。

## 6. Model Code

Model Code ワーキンググループ委員長の中島委員より、以下の通り報告がありました。

- ① ACI の CFP (Committee for Professionalism) 委員長である E. Tan 氏に照会したところ、Model Code に関して当委員会のエンドースを求めている訳ではなく、和訳についても東京サイドの判断に任せる、との回答がありました。
- ② これを踏まえ、森岡議長から Tan 氏に対し、Model Code 送付に対する礼状を送付しています。
- ③ 今後、Working Group では、Model Code の内容チェックに取り組んでいくこととします。

以 上

東京外国為替市場委員会委員名簿(4月20日現在)

<委員>

|              |         |                           |
|--------------|---------|---------------------------|
| 議長           | ○森岡 俊行  | (東京三菱銀行)                  |
| 副議長          | ○花井 健   | (日本興業銀行)                  |
| 副議長          | ○大倉 孝   | (パナクレイズ銀行)                |
| 書記           | ○田中 克   | (日本銀行)                    |
| 運営小委員長       | ○加藤 博光  | (野村信託銀行)                  |
| 教育・広報小委員長    | 渡辺 秀典   | (第一勧業銀行)                  |
| 市場取引に関する小委員長 | 酒匂 隆雄   | (UBS 銀行)                  |
| リスク管理小委員長    | ○高松 力   | (チェース・マンハッタン銀行)           |
|              | ○野手 弘一  | (住友銀行)                    |
|              | ○菅田 克彦  | (富士銀行)                    |
|              | ○齋藤 廣志  | (三菱信託銀行)                  |
|              | ○松田 哲   | (オーストラリア・コモンウェルス銀行)       |
|              | ○中島 尚彦  | (スタンダード・チャータード銀行)         |
|              | 竹本 隆彦   | (ドイツ・バンク)                 |
|              | ○石川 栄一  | (イービーエス・ディーリング・リソース・ジャパン) |
|              | ○尾崎 信一郎 | (上田ハーロー)                  |
|              | ○神田 紀昭  | (ロイター・ジャパン)               |
|              | ○高浦 雅之  | (三和銀行)                    |

<オブザーバー>

|          |        |                       |
|----------|--------|-----------------------|
| 法律問題小委員長 | ○野口 嘉彦 | (マネー・ブローカーズ・アソシエーション) |
|          | ○小林 一夫 | (日本銀行)                |
|          | ○安田 正道 | (東京三菱銀行)              |

(注)敬称略(順不同)。○は今回出席。